

「多摩川河川整備計画関係都県会議」の設置について

令和 7 年 1 月 1 4 日

国土交通省関東地方整備局では、「多摩川水系河川整備計画（以下「河川整備計画」という。）」の策定にあたって、河川法第 16 条の 2 第 5 項に基づく関係都県知事の意見聴取に先立ち、河川整備計画の策定主体である関東地方整備局と関係都県において、相互の立場を理解しつつ河川整備計画に係る検討内容の認識を深めるために、新たに「多摩川河川整備計画関係都県会議」を設置するものである。